

議案第11号

つくばみらい市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

つくばみらい市中小企業事業資金融資あっせん条例（平成18年つくばみらい市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第10条ただし書を次のように改める。

ただし、特別小口保証の場合又は保証協会が認める場合は、連帯保証人及び物的担保を要しない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月28日提出

つくばみらい市長 片 庭 正 雄 

提案理由

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行により、中小企業が融資を受ける際に信用保証協会が認める場合は、保証人を求めない取扱いが開始されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市中小企業事業資金融資あっせん条例(平成18年つくばみらい市条例第89号)新旧対照表

改正案	現行
(保証人及び担保) 第10条 この条例によりあっせんする融資保証については、連帯保証人は原則として法人代表者のみとし、必要に応じて物的担保を徴するものとする。 <u>ただし、特別小口保証の場合又は保証協会が認める場合は、連帯保証人及び物的担保を要しない。</u>	(保証人及び担保) 第10条 この条例によりあっせんする融資保証については、連帯保証人は原則として法人代表者のみとし、必要に応じて物的担保を徴するものとする。 <u>ただし、特別小口保証の場合は、この限りでない。</u>